

東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成22年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考（重点化基準の具体的内容）
1	宮城県登米市（登米郡津山町）	13	ア	①②	2.37	(①北上川流域 ②登米市黒沢簡易水道)
2	宮城県気仙沼市	13	ア	①	2.34	(北上川流域)
3	宮城県栗原市（栗原郡花山村）	6	ア	①②	2.25	(①北上川流域 ②花山ダム)
4	宮城県白石市	15	ア	①	2.28	(阿武隈川流域)
5	青森県青森市	13	ウ	②	2.02	(陸奥湾の養殖場の水質保全)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。